

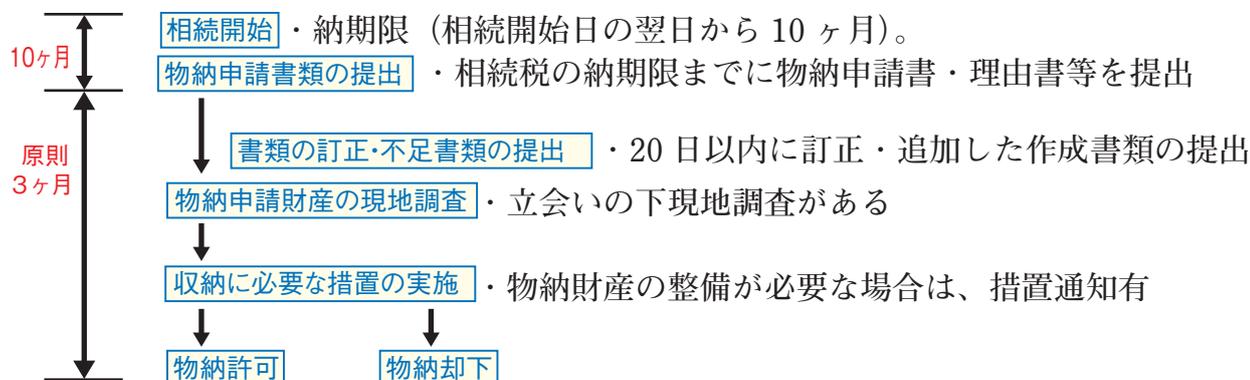
保存用資料

相続税の納税（物納その1）

1. 概要

延納（分割で納付）によっても金銭で納付することが困難な場合には相続した財産で相続税を納めることができます。平成 18 年度税制改正では物納の制度も大きく変わりました。不適格な財産（物納不適格財産）と、他に物納適格財産がなければ物納してよい財産（物納劣後財産）の区分が明確になりました。物納申請期間中の利子税は、今まで負担することはありませんでしたが、今後は必要となります。今までは延納から物納への変更は認められていませんでしたが（逆は可能でした）、申告期限から 10 年以内に金銭納付が困難になった場合は可能となります。

2. 続きと流れ



3. 物納生前対策の重要性

法律の改正に伴い、相続した財産に現預金がないだけでは物納を選択することはできなくなり、物納できる財産として生前から対策（下記）をする必要があります。

- ・ 現預金・換金性に高い財産の割合を多くしておく
- ・ 生命保険に加入する。死亡退職金の用意をする。
- ・ 物納手続にスピードが求められるので不動産についての書類整理もしておく。
(利子税・延滞税)
- ・ 法令違反建築やその敷地、地上権・賃借権・小作権・地役権・仮換地指定地・相続人が住居として所有している財産、事業を休止している法人株式等の調査。
(物納劣後財産の把握調査)
- ・ 担保権の設定登記がされている不動産、境界の明らかなでない土地、争訴によらなければ通常の使用ができない不動産、譲渡制限株式等の処理。
(管理処分不適格財産の適格財産への処理)
- ・ 物納許可制限額の把握 (名和)

編集 後記

地域の街づくりを掲げる Agora 岐阜では 8 月より毎週土曜日 10 時から 15 時にて不動産（土地・建物・相続）無料相談会を行っています。街から離れていった若い人たちをもう一度呼び込み、子供の声が聞こえる街づくりを考えます。 (名和)